配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

～あなたの年金が変わる～
大切なお知らせ

Step 1 以下の勤め先が対象です。

2016年10月～	2022年10月～	2024年10月～
従業員数 501人以上 の勤め先	従業員数 101人以上 の勤め先	従業員数 51人以上 の勤め先

Step 2 以下の全てにチェックが入った方が対象です。

- check ☐ 週の所定労働時間が20時間以上
- check ☐ 所定内賃金が月額8.8万円以上※
- check ☐ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- check ☐ 学生ではない

※基本給及び諸手当を指します。ただし、通勤手当・残業代・賞与等は含みません。

適用拡大特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

ご自身の年金額を調べたい方は

公的年金シミュレーター

https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構 Japan Pension Service

配偶者の扶養の範囲内で
お勤めのみなさまにお知らせ。

あなたの年金・医療保険が変わります。

Point 1 年金の3つの保障が充実！

これまで → これから

給付が上乗せ

これまで	これから
老齢基礎年金	老齢厚生年金 ＋ 老齢基礎年金
障害基礎年金	障害厚生年金 ＋ 障害基礎年金
遺族基礎年金	遺族厚生年金 ＋ 遺族基礎年金

厚生年金も受け取れます。

年金が“2階建て”になり保障がワイドになります！

年を取ったら受け取る

老齢年金

障害と認定されたら受け取る

障害年金

働き手が亡くなったら受け取る

遺族年金

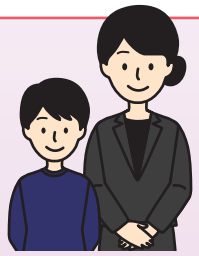

Point 2 医療保険がさらに充実！

傷病手当金

病休期間中、
給与の2/3相当を支給

出産手当金

産休期間中、
給与の2/3相当を支給

扶養基準（130万円）を意識せず働けるようになります。

これまでは、被扶養配偶者の年収が130万円以上になると、保険料負担（国民年金・国民健康保険）が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険（厚年）・健康保険（健保）に加入し保険料負担（厚年・健保）（労使折半）が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

これまで → これから

●保険料のご負担

本人負担なし

130万円以上

国民年金・国民健康保険加入
本人 23,100円／月

●年金支給

国民年金のみに加入しているため年金は増額されません。

基礎年金（終身） ― 変化なし ― 基礎年金（終身）

※金額は一例です。

●保険料のご負担

本人負担なし

月収8.8万円以上

厚生年金保険・健康保険加入
会社 12,500円／月
本人 12,500円／月

●年金支給

厚生年金保険に加入するため年金が増額されます。

基礎年金（終身）

厚生年金保険（終身）
基礎年金（終身）

※金額は一例です。